

(株) NEXT

平原 一 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



一般 建設業の許可について (通知)

令和 4 年 4 月 1 日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	福岡県知事 許可(般一 4) 第 114187 号
許可の有効期間	令和 4 年 6 月 3 日から 令和 9 年 6 月 2 日まで
建設業の種類	とび・土工工事業 タイル・れんが・ブロック工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9 年 5 月 3 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)